平成２４年（フ）第１００８号
札幌市西区西野３条５丁目７番３―101号
債務者　小野　真弘
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯野　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７１号
北海道旭川市永山６条21丁目２番19号
債務者　松本　準一
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大箸　信之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０２号
埼玉県所沢市中富南３丁目３番地の35
債務者　小田　武男
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３７７号
埼玉県入間市扇町屋２丁目７番　９―405号
債務者　田中布美子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田小百合
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７９号
新潟県新発田市下内竹510番地
債務者　石井　春雄
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第８０号
新潟県新発田市下内竹510番地
債務者　石井喜惠子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第９３２号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字流川132番地　コーポラス藤Ｂ―106
債務者　徳永　　隆
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島　宏太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７８号
埼玉県熊谷市船木台２丁目１番地12
債務者　小松　光吉
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１７９号
埼玉県熊谷市船木台２丁目１番地12
債務者　小松　愛彦
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２０２号
埼玉県越谷市花田７丁目５番地１　ハーモニーハイツ102
債務者　江口　　協
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　真名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４３９号
横浜市港北区綱島西５丁目１番25―101号
債務者　角田　英己
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北田　幸三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１２号
埼玉県本庄市牧西529番地１
債務者　橋本　友之
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　自在　　暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第５７号
佐賀県西松浦郡有田町岩谷川内２丁目３番32号
債務者　福田　守秀
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第６８号
長崎県大村市久原２丁目920番地３、前住所長崎県諫早市小豆崎町686番地１
債務者　力久　重喜
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟田　伊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
奈良県橿原市常盤町175番地の６
債務者　エステティックサロンイヴこと石田順伊こと　金　　順伊
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙谷　政史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
岐阜県下呂市金山町金山2249番地
債務者　細江　　晃
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　雅雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４４号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目592番地３トーカンマンション谷山中央419号
債務者　馬場　誠一
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係